等を公

健全化法)』の一部が平成20年4月に施行され、 況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定および 公表が義務付けられました。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (通称= 町の財政状 財政

財政健全化計画および財政再生計画の策定が義務付けられま 基準《黄信号》および財政再生基準《赤信号》を超過した場合、 平成21年4月からは、 同法が完全施行となり、 早期健全化

長島町の状況

た各指標の状況は、 成19年度決算について算出し 財政健全化法に基づき、 次のとお 平

れます。

③将来負担比率については、 般会計等が将来負担すべき

ると一部の起債発行が制限さ

可 で、

が必要となり、

25%を超え

18

%を超えると起債の許

①実質赤字比率および連結実

黒字であり、 質赤字比率については 「一」と表示しています。 各公営企業会計ともに 該当がないた 一般

規模の約

1 1

倍となってい

実質的な負債額で、

標準財政

ます。

足は生じておらず、該当がな 各公営企業会計ともに資金不 ④資金不足比率については

「一」と表示してい

どの標準財政規模に対する比 計等が負担する元利償還金な ②実質公債費比率は、一般会

H 17

19

の3カ年平均

ます。 いため、

1. 健全化判断比率

	長島町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財 政規模に対する比率	_	1 4. 9 7 %	20.0%
連結実質赤字比率 全会計を対象とした赤字比率または資金の 不足額の標準財政規模に対する比率	_	19.97%	40.0%
実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金および準 元利償還金の標準財政規模に対する比率	17.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債 の標準財政規模に対する比率	1 1 1.9%	350.0%	

2. 資金不足比率

	平成19年度決算による数値					
Í	簡易水道 事業	諸浦港 埠頭	農業集落 排水	漁業集落 排水	特定地域 生活排水	
資金不足比率	_	_	_	_	_	

標準財政規模とは

その地方公共団体の標準的な状態で、通常収入が見込まれる一般財源の規模を示 す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源 の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

平成 19 年度長島町標準財政規模 50億3800万円

◎問い合わせ先=役場企画財政課財政係 ℡(86) 1 1 1 1